

修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）

企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」

企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」（2016年7月25日改正）（以下「基準」という。）について次のとおりとする。

- (1) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の公表により、IFRS第9号「金融商品」（2013年）の原文が変更されている。当該変更は対照表の「改正前」欄に反映している（**青字**、**変更前**（二重取消線）、**変更後**（二重下線））。
- (2) 適用時期、議決、結論の背景に係る改正を行っている（基準第12-3項、基準第13-3項及び基準第15-3項）。これらについては、網掛けを付している。

改正後	改正前
<p>修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）</p> <p>企業会計基準委員会による修正会計基準第2号 その他の包括利益の会計処理</p> <p style="text-align: right;">2015年6月30日 改正2016年7月25日 最終改正 2017年10月31日 企業会計基準委員会</p>	<p>修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）</p> <p>企業会計基準委員会による修正会計基準第2号 その他の包括利益の会計処理</p> <p style="text-align: right;">2015年6月30日 改正 2016年7月25日 企業会計基準委員会</p>
<p>会計基準 会計処理 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動</p> <p>4. IFRS第9号「金融商品」（2013年）（以下「IFRS第9号（2013年）」という。）におけるその他の包括利益を通じて公正価値で測定</p>	<p>会計基準 会計処理 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動</p> <p>4. IFRS第9号「金融商品」（2013年）（以下「IFRS第9号（2013年）」という。）におけるその他の包括利益を通じて公正価値で測定</p>

改正後	改正前
<p>する資本性金融商品への投資の公正価値の変動の会計処理に関する規定について次の「削除又は修正」を行う（下波線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）。</p> <p>B5.7.1 Paragraph 5.7.5 permits an entity to make an irrevocable election to present in other comprehensive income changes in the fair value of an investment in an equity instrument that is not held for trading. This election is made on an instrument-by-instrument (ie share-by-share) basis. Amounts presented in other comprehensive income shall not be subsequently transferred to profit or loss. However, the entity may transfer the cumulative gain or loss within equity. Dividends on such investments are recognised in profit or loss in accordance with paragraph 5.7.6 unless the dividend clearly represents a recovery of part of the cost of the investment.</p> <div data-bbox="342 791 1155 1158" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>B5. 7. 1 項</p> <p>5. 7. 5 項は、売買目的保有でない資本性金融商品への投資の公正価値の変動を、その他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことを企業に認めている。この選択は、金融商品ごと（すなわち株式ごと）に行われる。その他の包括利益に表示された金額を事後的に純損益に振り替えてはならない。ただし、企業が利得又は損失の累計額を資本の中で振り替えることはできる。こうした投資に対する配当は、配当が明らかに投資原価の一部回収である場合を除き、5. 7. 6 項に従って純損益に認識される。</p> </div>	<p>する資本性金融商品への投資の公正価値の変動の会計処理に関する規定について次の「削除又は修正」を行う（下波線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）。</p> <p>B5.7.1 Paragraph 5.7.5 permits an entity to make an irrevocable election to present in other comprehensive income changes in the fair value of an investment in an equity instrument that is not held for trading. This election is made on an instrument-by-instrument (ie share-by-share) basis. Amounts presented in other comprehensive income shall not be subsequently transferred to profit or loss. However, the entity may transfer the cumulative gain or loss within equity. Dividends on such investments are recognised in profit or loss in accordance with paragraph 5.7.6 IAS 18 unless the dividend clearly represents a recovery of part of the cost of the investment.</p> <div data-bbox="1288 791 2101 1158" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>B5. 7. 1 項</p> <p>5. 7. 5 項は、売買目的保有でない資本性金融商品への投資の公正価値の変動を、その他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことを企業に認めている。この選択は、金融商品ごと（すなわち株式ごと）に行われる。その他の包括利益に表示された金額を事後的に純損益に振り替えてはならない。ただし、企業が利得又は損失の累計額を資本の中で振り替えることはできる。こうした投資に対する配当は、配当が明らかに投資原価の一部回収である場合を除き、5. 7. 6 項 IAS 第 18 号に従って純損益に認識される。</p> </div>
<p>適用時期</p> <p>12-3. 2017 年 10 月に改正した本会計基準（以下「2017 年改正会計基</p>	<p>適用時期</p> <p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p>準」という。)は、2017年10月に改正した「修正国際基準の適用」の別紙1におけるIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS第15号」という。)を適用する連結会計年度から適用する。四半期連結財務諸表に関しては、同連結会計年度の第1四半期会計期間から2017年改正会計基準を適用する。</p>	
<p>議 決</p> <p>13-3. 2017年改正会計基準は、第371回企業会計基準委員会に出席した委員12名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</p> <p>小野 行 雄 (委員長) 小賀坂 敦 (副委員長) 貝 増 眞 川 西 安 喜 徳 賀 芳 弘 安 井 良 太 弥 永 真 生 柳 橋 勝 人 湯 川 喜 雄 吉 田 稔 米 田 和 敬 渡 部 仁</p>	<p>議 決</p> <p>(新 設)</p>
<p>結論の背景 経 緯</p> <p>15-3. 2017年改正会計基準では、エンドースメント手続においてノンリサイクリング項目に関連して「削除又は修正」を行っていないが、IFRS第15号のIFRS第9号(2013年)に対する修正を反映するために、「削除又は修正」の対象となっている要求事項や参考日本語訳の</p>	<p>結論の背景 経 緯</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
文言の修正を行っている。	

以上